

《周易》是“一以贯之”的，它要讲的是一个整体的规律，而不是零零碎碎的孤立的知识点。（要重点读下第二卦）

での生活に介護を必要とするもの

□ 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいい、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が参加し、三月に一回以上開催されている場合に限る。）において、概ね一週間のうち五日以上、所要時間が二十分未満の指定訪問介護（身体介護に該当するものに限る。）の提供が必要であると認められた利用者

- 3 ロについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であつて、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であつて、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。
- 4 ハについては、要介護者である利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に1回につき所定単位数を算定する。
- 5 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間30分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が30分を増すごとに83単位（249単位を限度とする。）を加算した単位数を算定する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者が指定訪問介護を行う場合は、平成22年3月31

3 ロについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であつて、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であつて、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

4 ハについては、利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助（以下「通院等乗降介助」という。）を行った場合に1回につき所定単位数を算定する。

5 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったとき（イ(1)の所定単位数を算定する場合を除く。）は、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに70単位（210単位を限度とする。）を加算した単位数を算定する。

6 別に厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（指定居宅サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）を配置している指定訪問介護事業所（平成25年3月31日

- 3 -

までの間、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

までの間は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所を除く。において、指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者の内容は次のとおり。

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二条の二十三第一項に規定する二級課程を修了した者

【平成25年4月以降】

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者（旧介護職員基礎研修課程及び旧一級課程の修了者を除く。）

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

平成二十四年三月三十一日時点で、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第二十二条の二十三第一項に規定する二級課程を修了した者（以下「二級課程修了者」という。）をサービス提供責任者として配置しており、かつ、平成二十四年四月一日以後も当該二級課程修了者をサービス提供責任者として配置する指定訪問介護事業所であつて、当該二級課程修了者が平成二十五年三月三十一日までに介護福祉士の資格を得ること、社会福祉士法及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第五号に規定する者（以下「実務者研修修了者」という。）となること又は施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程若しくは一級課程を修了することが確実に見込まれるものである指定訪問介護事業所であること。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問介護事業所において、当該指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であつて

(新設)

(1) 当读指读功能分模块来实现时，其模块的内部设计次之。如：

① 特定生物膜大底质为多层组织的内部设计次之。

② 次级指读功能分模块来实现时，其模块的内部设计次之。如：

(2) 次级指读功能分模块来实现时，其模块的内部设计次之。如：

(3) 当读指读功能分模块来实现时，其模块的内部设计次之。如：

(4) 读写器尾部第一块区域第二十九条规定的读写器尾部第二块区域的内部设计次之。如：

(5) 当读指读功能分模块来实现时，其模块的内部设计次之。如：

1. 回答下列各題，並說明理由。

- (1) 特定單位數的 100 分與相當的 20 分相等。為什麼？
- (2) 特定單位數的 100 分與相當的 10 分相等。為什麼？
- (3) 特定單位數的 100 分與相當的 10 分相等。為什麼？

(1) 特定事案所加算 (I) 所定単位数の100分の20倍相当する単位
（2）特定事案所加算 (II) 所定単位数の100分の10倍相当する単位
（3）特定事案所加算 (III) 所定単位数の100分の10倍相当する単位

9. 本題之答項為「是」或「否」，回答時請依序將各項問題依序回答，並依序評分。

10. 請依學生的反應大至程度為之基準來適合 L_1 、 L_2 、 L_3 、 L_4 、 L_5 、 L_6 、 L_7 、 L_8 、 L_9 、 L_{10} 。
註：請依學生的反應大至程度為之基準來適合 L_1 、 L_2 、 L_3 、 L_4 、 L_5 、 L_6 、 L_7 、 L_8 、 L_9 、 L_{10} 。
指定期間如需定期回報請依下列標準評分，利用者以斜線 $/$ 區分後評分。

※ 利用化學方法處理水質的各項指標，其內容詳述於本教材之後。

前半葉的一般化學工具利用者（指微生物學與土壤學等）所存在的缺點，如上圖一項物質比色測定法之樣品需用過量試劑。以下二項化驗方法。

① 紫外吸收光譜分析（當指揮菌細胞壁或孢子壁中存在有某些特殊蛋白質時，可吸收紫外光，而使溶液顯得顏色，故可利用此性質來測定細胞壁中蛋白質的含量）。

② 超離心分析（當指揮菌細胞壁或孢子壁中存在有某些特殊蛋白質時，可吸收紫外光，而使溶液顯得顏色，故可利用此性質來測定細胞壁中蛋白質的含量）。

微生物的一般化學工具利用者（指微生物學與土壤學等）所存在的缺點，如上圖二項。

修修了者並びに施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者（以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。）及び一級課程を修了した者（以下「一級課程修了者」という。）の占める割合が百分の五十以上であること。

【平成25年4月以降】

- (5) 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上又は介護福祉士、実務者研修修了者並びに旧介護職員基礎研修課程及び旧一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上であること。
- (6) 当該指定訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、指定居宅サービス基準第五条第二項の規定により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。

【平成25年4月以降】

- (6) 当該指定訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは旧介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧一級課程修了者であること。ただし、指定居宅サービス基準第五条第二項の規定により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。
- (7) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四及び要介護五である者、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条の二に規定する認知症をいう。）である者並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十一年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者（当該指定訪問介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の登録を受けている場合に限る。）の占める割合

- 7 -

が百分の二十以上であること。

ロ 特定事業所加算(Ⅱ) イの(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ(5)又は(6)のいずれかに適合すること。

ハ 特定事業所加算(Ⅲ) イの(1)から(4)まで及び(7)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

10 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

11 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

12 指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第29条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

13 イについて、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者（指定居宅サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画（法第8条第21項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）において計画的に訪問することとなつてない指定訪問介護を緊急に行なった場合は、1回につき100単位を加算する。

11 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

12 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

13 指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第29条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

14 イについて、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画（法第8条第21項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）において計画的に訪問することとなつてない指定訪問介護を緊急に行なった場合は、1回につき100単位を加算する。

14. 利用用户历史行为预测近期用户所涉及的生活类别，如近期用户所涉及的生活类别有 L_1 、 L_2 、 L_3 、 L_4 、 L_5 、 L_6 、 L_7 、 L_8 、 L_9 、 L_{10} 等，那么推荐系统根据用户的兴趣对商品进行打分，从而推荐出商品。如果用户对商品的评价较高，则将商品推荐给其他具有相似兴趣的用户。

15. 利用用户历史行为预测近期用户所涉及的生活类别，如近期用户所涉及的生活类别有 L_1 、 L_2 、 L_3 、 L_4 、 L_5 、 L_6 、 L_7 、 L_8 、 L_9 、 L_{10} 等，那么推荐系统根据用户的兴趣对商品进行打分，从而推荐出商品。如果用户对商品的评价较高，则将商品推荐给其他具有相似兴趣的用户。

行われていること。	
(7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。	
① 次に掲げる要件の全てに適合すること。	
a 介護職員の任用の際ににおける職資又は職務内容等の要件 (介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。	
b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	
② 次に掲げる要件の全てに適合すること。	
a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。	
b a について、全ての介護職員に周知していること。	
(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の待遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の待遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。	
□ 介護職員待遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつイ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。	
ハ 介護職員待遇改善加算（Ⅲ） イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	

2 訪問入浴介護費

イ 訪問入浴介護費 1,250単位

注1 利用者に対して、指定訪問入浴介護事業所（指定居宅サービス基準第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業所をいう。以下同じ。）の看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護（指定居宅サービス基準第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）を行った場合に算定する。

2 利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定訪問入浴介護事業所の介護職員3

※ 区分支給限度基準額の算定対象外とする予定。

2 訪問入浴介護費

イ 訪問入浴介護費 1,250単位

注1 利用者に対して、指定訪問入浴介護事業所（指定居宅サービス基準第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業所をいう。以下同じ。）の看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護（指定居宅サービス基準第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）を行った場合に算定する。

2 利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定訪問入浴介護事業所の介護職員3

- 11 -

人が、指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

（新設）

人が、指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問入浴介護事業所において、当該指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

前年度の一月当たり実利用者（指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する者に限る。以下この号において同じ。）の数（当該指定訪問入浴介護事業所に係る指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所における前年度の一月当たり実利用者の数を含む。）が三十人以上上の指定訪問入浴介護事業所であること。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者（指定居宅サービス基準第45条第1項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。以下同じ。）が指定訪問入浴介護を行った場合は、特別地域訪問入浴介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第53条第5号に規定す

5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者（指定居宅サービス基準第45条第1項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。以下同じ。）が指定訪問入浴介護を行った場合は、特別地域訪問入浴介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7 指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第53条第5号に規定す

※ 判決原生房飾大屋効能の基準の内容は次のとおり。
1、外縁暖風の算定（基礎手当免除）。（以下「算定」）
（1）外縁暖風の算定（基礎手当免除）。（改訂）（以下「算定改」）
（2）当該居住効果開口部外縁暖風の算定（以下「算定改」）
（3）外縁暖風外縁改算の算定額は相当分の算定改を実施する場合、全ての外縁暖風の周辺に、部屋界隈加算する場合、各部屋の外縁改算の計算額を外縁改算の実施期間及び外縁改算方法の他の計算式による外縁改算の計算額を算定する。
（4）当該居住効果開口部外縁暖風の算定額は相当分の外縁改算の計算額を算定する。
（5）算定期日が属する月の前二十日間以内（以下「算定期」）、外縁安全衛生法（昭和四十七年法律第二十号）、外縁安全衛生法（昭和四十七年法律第二十号）、外縁貯金法（昭和三十二年法律第二十九号）、外縁者災害補償保険法（昭和二十二年法律第二十九号）、外縁基準法（昭和二十二年法律第二十九号）、外縁改算の実施期間を外縁改算の計算額を算定する。

※ 判決原生房飾大屋効能の基準の内容は次のとおり。
1、外縁暖風外縁改算の算定額は相当分の外縁改算の計算額を算定する。
（平成26年4月以降）
（1）当該居住効果開口部外縁改算の算定額は相当分の外縁改算の計算額を算定する。
（2）当該居住効果開口部外縁改算の算定額は相当分の外縁改算の計算額を算定する。
（3）外縁暖風外縁改算の算定額は相当分の外縁改算の計算額を算定する。
（4）外縁暖風外縁改算の算定額は相当分の外縁改算の計算額を算定する。

※ 判決原生房飾大屋効能の基準の内容は次のとおり。
1、外縁暖風外縁改算の算定額は相当分の外縁改算の計算額を算定する。
（1）外縁暖風外縁改算の算定額は相当分の外縁改算の計算額を算定する。
（2）当該居住効果開口部外縁改算の算定額は相当分の外縁改算の計算額を算定する。
（3）外縁暖風外縁改算の算定額は相当分の外縁改算の計算額を算定する。
（4）当該居住効果開口部外縁改算の算定額は相当分の外縁改算の計算額を算定する。
（5）算定期日が属する月の前二十日間以内（以下「算定期」）、外縁安全衛生法（昭和四十七年法律第二十号）、外縁貯金法（昭和四十七年法律第二十号）、外縁者災害補償保険法（昭和三十二年法律第二十九号）、外縁基準法（昭和二十二年法律第二十九号）、外縁改算の実施期間を外縁改算の計算額を算定する。

<u>保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</u>	
(6) 当該指定訪問入浴介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。	
(7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。	
(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。	
a 介護職員の任用の際における職資又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。	
b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。	
a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。	
b aについて、全ての介護職員に周知していること。	
(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の待遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の待遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。	
ロ 介護職員待遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。	
ハ 介護職員待遇改善加算（Ⅲ）イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	

※ 区分支給限度基準額の算定対象外とする予定。

3 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

(1) 所要時間20分未満の場合	285単位
(2) 所要時間30分未満の場合	425単位
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	830単位
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,198単位

(1) 所要時間20分未満の場合	316単位
(2) 所要時間30分未満の場合	472単位
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	830単位
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,138単位

- 15 -

ロ 病院又は診療所の場合

(1) 所要時間20分未満の場合	230単位
(2) 所要時間30分未満の場合	343卖位
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	550卖位
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	845卖位

(5) 理学療法士等による訪問の場合（1回につき）	316卖位
ロ 病院又は診療所の場合	
(1) 所要時間20分未満の場合	255卖位
(2) 所要時間30分未満の場合	381卖位
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	550卖位
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	811卖位

ハ 指定期回・随时対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合	2,920卖位
---------------------------------------	---------

注 1 通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。）に対して、その主治の医師の指示（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）にあっては、主治の医師が交付した文書による指示）及び訪問看護計画書（指定居宅サービス基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下同じ。）に基づき、指定訪問看護事業所（同項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。）の保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が、指定訪問看護（指定居宅サービス基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する（指定訪問看護の所要時間が20分未満であって、かつ、夜間若しくは早朝又は深夜に行われる場合は、イ(1)又はロ(1)の単位数を算定する。）。ただし、准看護師が指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 所要時間30分未満の場合	425卖位
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合	830卖位

注 1 イ及びロについて、通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。以下この号において同じ。）に対して、その主治の医師の指示（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）にあっては、主治の医師が交付した文書による指示。以下この号において同じ。）及び訪問看護計画書（指定居宅サービス基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下同じ。）に基づき、指定訪問看護事業所（同項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。）の保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が、指定訪問看護（指定居宅サービス基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する（指定訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている指定訪問看護事業所であって、居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定訪問看護が週1回以上含まれている場合にイ(1)又はロ(1)の単位数を算定する。）。ただし、准看護師が指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。この場合において、イの(5)について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（この号において「理学療法士等」という。）が1日に2回を超えて指定訪問看護を行った場合、1回につき100分の90に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める疾病等の内容は次のとおり。

則已畢生安樂大體亦復為子承繼的因緣財物的也無少。

1. 会议目的：讨论、协调及决策早期妊娠期防治措施的执行与数据采集工作。	会议地点：妇幼保健院会议室，时间：2023年5月15日，参加人员：妇幼保健院全体工作人员。
2. 会议内容：	① 会议目的：讨论、协调及决策早期妊娠期防治措施的执行与数据采集工作。
3. 会议议程：	① 会议目的：讨论、协调及决策早期妊娠期防治措施的执行与数据采集工作。
4. 会议总结：	① 会议目的：讨论、协调及决策早期妊娠期防治措施的执行与数据采集工作。
5. 会议结束语：	① 会议目的：讨论、协调及决策早期妊娠期防治措施的执行与数据采集工作。

3. 當學生提出問題時，教師應大膽地回答，並鼓勵學生繼續發問。這就是所謂的「開放式教學」。

(卷之三)

2. 先是“三三制”，指民主选举产生的参政议政人员，即民主人士、党派代表及党外知识分子，组成地方法务委员会——参政会。参政会定期召开会议，讨论对本地区经济、政治、文化等方面的问题。参政会的产生，是民主政治建设的一个重要步骤。

3. 第41回“金玉良缘，金锁神宫”，第34回“史太真醉卧芍药裯，金玉奴侍寝鸳鸯被”。此回写的是贾母和王熙凤在大观园中的一次夜游，她们在芍药花丛中嬉戏，王熙凤醉酒后睡在了金玉奴（贾宝玉）的床上，二人发生了不伦之恋。这一回是《红楼梦》中最著名的色情描写之一，也是对封建礼教的辛辣嘲讽。

4. 第18回“林黛玉进贾府”，第35回“金玉良缘，金锁神宫”。此回写的是林黛玉第一次进入贾府，见到了贾母、王熙凤、贾宝玉等主要人物。林黛玉是一个聪明、美丽的少女，但她的命运却充满了悲剧色彩。她与贾宝玉的爱情故事，是贯穿全书的一条主线。

5. 第100回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”，第98回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”。这两回是《红楼梦》的最后两回，写的是林黛玉得知贾宝玉要娶宝钗的消息后，悲痛欲绝，最终在贾宝玉的怀里死去。她的死，标志着封建社会的彻底崩溃。

6. 第100回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”，第98回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”。这两回是《红楼梦》的最后两回，写的是林黛玉得知贾宝玉要娶宝钗的消息后，悲痛欲绝，最终在贾宝玉的怀里死去。她的死，标志着封建社会的彻底崩溃。

7. 第100回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”，第98回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”。这两回是《红楼梦》的最后两回，写的是林黛玉得知贾宝玉要娶宝钗的消息后，悲痛欲绝，最终在贾宝玉的怀里死去。她的死，标志着封建社会的彻底崩溃。

8. 第100回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”，第98回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”。这两回是《红楼梦》的最后两回，写的是林黛玉得知贾宝玉要娶宝钗的消息后，悲痛欲绝，最终在贾宝玉的怀里死去。她的死，标志着封建社会的彻底崩溃。

9. 第100回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”，第98回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”。这两回是《红楼梦》的最后两回，写的是林黛玉得知贾宝玉要娶宝钗的消息后，悲痛欲绝，最终在贾宝玉的怀里死去。她的死，标志着封建社会的彻底崩溃。

10. 第100回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”，第98回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”。这两回是《红楼梦》的最后两回，写的是林黛玉得知贾宝玉要娶宝钗的消息后，悲痛欲绝，最终在贾宝玉的怀里死去。她的死，标志着封建社会的彻底崩溃。

11. 第100回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”，第98回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”。这两回是《红楼梦》的最后两回，写的是林黛玉得知贾宝玉要娶宝钗的消息后，悲痛欲绝，最终在贾宝玉的怀里死去。她的死，标志着封建社会的彻底崩溃。

12. 第100回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”，第98回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”。这两回是《红楼梦》的最后两回，写的是林黛玉得知贾宝玉要娶宝钗的消息后，悲痛欲绝，最终在贾宝玉的怀里死去。她的死，标志着封建社会的彻底崩溃。

13. 第100回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”，第98回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”。这两回是《红楼梦》的最后两回，写的是林黛玉得知贾宝玉要娶宝钗的消息后，悲痛欲绝，最终在贾宝玉的怀里死去。她的死，标志着封建社会的彻底崩溃。

14. 第100回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”，第98回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”。这两回是《红楼梦》的最后两回，写的是林黛玉得知贾宝玉要娶宝钗的消息后，悲痛欲绝，最终在贾宝玉的怀里死去。她的死，标志着封建社会的彻底崩溃。

15. 第100回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”，第98回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”。这两回是《红楼梦》的最后两回，写的是林黛玉得知贾宝玉要娶宝钗的消息后，悲痛欲绝，最终在贾宝玉的怀里死去。她的死，标志着封建社会的彻底崩溃。

16. 第100回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”，第98回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”。这两回是《红楼梦》的最后两回，写的是林黛玉得知贾宝玉要娶宝钗的消息后，悲痛欲绝，最终在贾宝玉的怀里死去。她的死，标志着封建社会的彻底崩溃。

17. 第100回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”，第98回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”。这两回是《红楼梦》的最后两回，写的是林黛玉得知贾宝玉要娶宝钗的消息后，悲痛欲绝，最终在贾宝玉的怀里死去。她的死，标志着封建社会的彻底崩溃。

18. 第100回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”，第98回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”。这两回是《红楼梦》的最后两回，写的是林黛玉得知贾宝玉要娶宝钗的消息后，悲痛欲绝，最终在贾宝玉的怀里死去。她的死，标志着封建社会的彻底崩溃。

19. 第100回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”，第98回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”。这两回是《红楼梦》的最后两回，写的是林黛玉得知贾宝玉要娶宝钗的消息后，悲痛欲绝，最终在贾宝玉的怀里死去。她的死，标志着封建社会的彻底崩溃。

20. 第100回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”，第98回“林黛玉焚稿断痴情，宝玉哭金钏”。这两回是《红楼梦》的最后两回，写的是林黛玉得知贾宝玉要娶宝钗的消息后，悲痛欲绝，最终在贾宝玉的怀里死去。她的死，标志着封建社会的彻底崩溃。

(魏書)

次のいずれかに該当する状態
イ 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号) 別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
二 真皮を越える褥瘡の状態
ホ点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問看護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定訪問看護を行った場合は、特別地域訪問看護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定訪問看護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7 指定訪問看護事業所の看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定居宅サービス基準第73条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなつていらない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1月につき540単位を所定単位数に加算し、指定訪問看護を担当する医療機関(指定居宅サービス基準第60条第1項第2号に規定する指定訪問看護を担当する医療機関をいう。)が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなつていらない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1月につき290単位を所定単位数に加算する。

9 指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護事業所が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、特別管理加算として、1月につき250単位を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問看護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定訪問看護を行った場合は、特別地域訪問看護加算として、イ及びロについては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を、ハについては、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定訪問看護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定訪問看護を行った場合は、イ及びロについては、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を、ハについては、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9 指定訪問看護事業所の看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定居宅サービス基準第73条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定訪問看護を行った場合は、

- 19 -

イ及びロについては、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を、ハについては、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなつていらない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1月につき540単位を所定単位数に加算し、指定訪問看護を担当する医療機関(指定居宅サービス基準第60条第1項第2号に規定する指定訪問看護を担当する医療機関をいう。)が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなつていらない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1月につき290単位を所定単位数に加算する。

* 区分支給限度基準額の算定対象外とする予定。

11 指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護事業所が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、別に厚生労働大臣が定める区分に応じて、1月につき次に掲げる所定単位数を特別管理加算として加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 特別管理加算(I) | 500単位 |
| (2) 特別管理加算(II) | 250単位 |

* 別に厚生労働大臣が定める区分の内容は次のとおり。

- (1) 特別管理加算(I) 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態のイに該当する状態にある者に対して指定訪問看護を行う場合
- (2) 特別管理加算(II) 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態のロからホまでに該当する状態にある者に対して指定訪問看護を行う場合

* 区分支給限度基準額の算定対象外とする予定。

12 在宅で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める

10 在宅で死亡した利用者について、別に厚生労働大臣が定める

10. 本章就如何认识中医体质辨证与体质分型方法进行了探讨，希望对读者有所帮助。

11. 中医体质学是中医学的一个重要组成部分，其理论体系和临床应用都有其独特的特点。中医体质学的研究对象是人，研究的内容是体质，研究的方法是辨证论治。中医体质学的理论基础是中医的整体观、辩证观和治疗观。中医体质学的研究方法主要是观察法、询问法、体检法、实验室检查法等。中医体质学的应用范围非常广泛，包括预防保健、治疗疾病、康复调理等方面。中医体质学的研究成果在临床上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

12. 中医体质学的研究成果在临床上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

13. 中医体质学的研究成果在临床上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

14. 中医体质学的研究成果在临床上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

15. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

16. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

17. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

18. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

19. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

20. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

21. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

22. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

23. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

24. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

25. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

26. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

27. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

28. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

29. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

30. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

31. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

32. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

33. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

34. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

35. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

36. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

37. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

38. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

39. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

40. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

41. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

42. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

43. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

44. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

45. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

46. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

47. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

48. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

49. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

50. 中医体质学的研究成果在临面上的应用效果显著，得到了广大人民群众的认可和好评。

イ 訪問リハビリテーション費（1回につき）	305単位
注 1 通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所（ <u>指定居宅サービス基準第76条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。</u> ）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この号において「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーション（ <u>指定居宅サービス基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。</u> ）を行った場合に算定する。	

(新設)

- 2 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第82条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 3 利用者に対して、集中的に指定訪問リハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 訪問リハビリテーション費（1回につき）	305単位
注 1 通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この号において「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーション（ <u>指定居宅サービス基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。</u> ）を行った場合に算定する。	

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問リハビリテーション事業所において、当該指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。 前年度の一月当たり実利用者（ <u>指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の建物に居住する者に限る。以下この号において同じ。</u> ）の数（当該指定訪問リハビリテーション事業所に係る指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における前年度の一月当たり実利用者の数を含む。）が三十人以上の指定訪問リハビリテーション事業所であること。

- 3 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第82条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 4 利用者に対して、集中的に指定訪問リハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- 23 -

- イ 利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となつた疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院若しくは診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日（以下「退院（所）日」という。）又は法第27条第1項に規定する要介護認定を受けた日（以下「認定日」という。）から起算して1月以内の期間に行われた場合 340単位

- ロ 退院（所）日又は認定日から起算して1月を超える3月以内の期間に行われた場合 200単位

(新設)

(新設)

- 4 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、訪問リハビリテーション費は、算定しない。

- ロ サービス提供体制強化加算 6単位

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

- 5 居宅療養管理指導費

- イ 医師又は歯科医師が行う場合

- (1) 居宅療養管理指導費(1) 500単位

- イ 利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となつた疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院若しくは診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日（以下「退院（所）日」という。）又は法第19条第1項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）の効力が生じた日（当該利用者が新たに要介護認定を受けた者である場合に限る。以下「認定日」という。）から起算して1月以内の期間に行われた場合 340単位

- ロ 退院（所）日又は認定日から起算して1月を超える3月以内の期間に行われた場合 200単位

- 5 理学療法士等及び指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が、指定訪問介護及び指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、当該理学療法士等がサービス提供責任者に対して、訪問介護計画を作成するまでの必要な指導及び助言を行った場合に、3月に1回を限度として300単位を所定単位数に加算する。

- 6 指定訪問リハビリテーションを利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）が当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、訪問リハビリテーション費は算定しない。

- 7 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、訪問リハビリテーション費は、算定しない。

- ロ サービス提供体制強化加算 6単位

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

- 5 居宅療養管理指導費

- イ 医師が行う場合

- (1) 居宅療養管理指導費(1) 500単位

- (2) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 500単位

なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、関係職種への必要な報告及び情報提供を行った場合につき、1月に2回（薬局の薬剤師にあっては4回）を限度として算定する。ただし、薬局の薬剤師にあっては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として算定する。

2 痛癒緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。

ハ 管理栄養士が行う場合

- (1) 在宅の利用者に対して行う場合 530単位
(2) 居住系施設入居者等に対して行う場合 450単位

注 通院又は通所が困難な在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、1月に2回を限度として算定する。

イ 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする利用者又は低栄養状態にあると医師が判断した者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、薬剤師その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ロ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、栄養管理に係る情報提

厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として算定する。

2 痛癒緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。

三 管理栄養士が行う場合

- (1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 530単位
(2) 同一建物居住者に対して行う場合 450単位

注 (1)については、在宅の利用者（当該利用者と同一の建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が同一日に指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院又は通所が困難なものに対して、(2)については、在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、1月に2回を限度として算定する。

イ 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする利用者又は低栄養状態にあると医師が判断した者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、薬剤師その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ロ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、栄養管理に係る情報提

供及び指導又は助言を行い、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

三 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 在宅の利用者に対して行う場合 350単位
(2) 居住系施設入居者等に対して行う場合 300単位

注 通院又は通所が困難な在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、1月に4回を限度として算定する。

イ 居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断した者（その実施に同意する者に限る。）に対して、歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者を訪問し、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔衛生状態及び摂食・嚥下機能に配慮した管理指導計画を作成していること。

ロ 利用者ごとの管理指導計画に従い療養上必要な指導として当該利用者の口腔内の清掃、有床義歯の清掃又は摂食・嚥下機能に関する実地指導を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、実地指導に係る情報提供及び指導又は助言を行い、定期的に記録していること。

ハ 利用者ごとの管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ホ 看護職員が行う場合 400単位

注 1 通院が困難な利用者であって、医師が看護職員による居宅療養管理指導が必要であると判断した者に対して、指定居宅療養

供及び指導又は助言を行い、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 350単位
(2) 同一建物居住者に対して行う場合 300単位

注 (1)については、在宅の利用者（当該利用者と同一の建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士が同一日に指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院又は通所が困難なものに対して、(2)については、在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、1月に4回を限度として算定する。

イ 居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断した者（その実施に同意する者に限る。）に対して、歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者を訪問し、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔衛生状態及び摂食・嚥下機能に配慮した管理指導計画を作成していること。

ロ 利用者ごとの管理指導計画に従い療養上必要な指導として当該利用者の口腔内の清掃、有床義歯の清掃又は摂食・嚥下機能に関する実地指導を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、実地指導に係る情報提供及び指導又は助言を行い、定期的に記録していること。

ハ 利用者ごとの管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ホ 看護職員が行う場合

- (1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 400単位

- (2) 同一建物居住者に対して行う場合 360単位

注 1 (1)については、在宅の利用者（当該利用者と同一の建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の看護

(1) 所要時間6時間以上8時間未満の場合は	390単位	(-)	要介護1	890単位	(-)	要介護1	1,199単位
(2) 所要時間3時間以上4時間未満の場合は	922単位	(-)	要介護2	951単位	(-)	要介護2	1,100単位
(3) 所要時間3時間以上5時間未満の場合は	1,065単位	(-)	要介護3	1,065単位	(-)	要介護3	1,248単位
(4) 所要時間3時間以上6時間未満の場合は	1,320単位	(-)	要介護4	1,320単位	(-)	要介護4	1,395単位
(5) 所要時間3時間以上7時間未満の場合は	381単位	(-)	要介護1	400単位	(-)	要介護2	447単位
(6) 所要時間3時間以上8時間未満の場合は	508単位	(-)	要介護1	602単位	(-)	要介護2	698単位
(7) 所要時間3時間以上9時間未満の場合は	677単位	(-)	要介護1	690単位	(-)	要介護2	708単位
(8) 所要時間7時間以上8時間未満の場合は	811単位	(-)	要介護2	811単位	(-)	要介護3	888単位
(9) 所要時間7時間以上9時間未満の場合は	890単位	(-)	要介護1	902単位	(-)	要介護2	920単位
(10) 大規模整理通所介護費(1)	1,188単位	(-)	要介護5	1,125単位	(-)	要介護5	1,013単位
(11) 所要時間3時間以上5時間未満の場合は	375単位	(-)	要介護1	393単位	(-)	要介護2	430単位
(12) 所要時間4時間以上6時間未満の場合は	497単位	(-)	要介護1	561単位	(-)	要介護2	595単位
(13) 所要時間5時間以上7時間未満の場合は	967単位	(-)	要介護1	976単位	(-)	要介護2	1,049単位

(一) 要介護 2	578単位
(二) 要介護 3	657単位
(三) 要介護 4	735単位
(四) 要介護 5	814単位
(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	665単位
(二) 要介護 2	776単位
(三) 要介護 3	886単位
(四) 要介護 4	996単位
(五) 要介護 5	1,106単位
二 大規模型通所介護費(II)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	365単位
(二) 要介護 2	418単位
(三) 要介護 3	472単位
(四) 要介護 4	525単位
(五) 要介護 5	579単位
(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	486単位
(二) 要介護 2	563単位
(三) 要介護 3	639単位
(四) 要介護 4	716単位
(五) 要介護 5	792単位
(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	648単位
(二) 要介護 2	755単位
(三) 要介護 3	862単位
(四) 要介護 4	969単位
(五) 要介護 5	1,077単位
ホ 療養通所介護費	
(1) 所要時間 3 時間以上 6 時間未満の場合	1,000単位
(2) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	1,500単位
注 1 イからニまでについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指定	

(一) 要介護 2	696単位
(二) 要介護 3	800単位
(三) 要介護 4	904単位
(四) 要介護 5	1,009単位
(3) 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	678単位
(二) 要介護 2	797単位
(三) 要介護 3	921単位
(四) 要介護 4	1,045単位
(五) 要介護 5	1,168単位
二 大規模型通所介護費(II)	
(1) 所要時間 3 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	383単位
(二) 要介護 2	437単位
(三) 要介護 3	492単位
(四) 要介護 4	546単位
(五) 要介護 5	601単位
(2) 所要時間 5 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	576単位
(二) 要介護 2	678単位
(三) 要介護 3	779単位
(四) 要介護 4	880単位
(五) 要介護 5	982単位
(3) 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	660単位
(二) 要介護 2	776単位
(三) 要介護 3	897単位
(四) 要介護 4	1,017単位
(五) 要介護 5	1,137単位
ホ 療養通所介護費	
(1) 所要時間 3 時間以上 6 時間未満の場合	1,000単位
(2) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	1,500単位
注 1 イからニまでについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指定	

- 通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定通所介護（指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画（指定居宅サービス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 ホについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養通所介護事業所（指定居宅サービス基準第105条の4第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）について、指定療養通所介護（指定居宅サービス基準第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画（指定居宅サービス基準第105条の12第1項に規定する療養通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行う場合は、注1の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)、ロ(1)、ハ(1)又はニ(1)の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
- 4 イからニまでについては、日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間6時間以上8時間未満の指定通所介護を行った場合又は所要時間6時間以上8時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後にに行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が8時間以上となるときは、算

通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定通所介護（指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画（指定居宅サービス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 ホについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養通所介護事業所（指定居宅サービス基準第105条の4第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）について、指定療養通所介護（指定居宅サービス基準第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画（指定居宅サービス基準第105条の12第1項に規定する療養通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行う場合は、注1の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)、ロ(1)、ハ(1)又はニ(1)の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

- 4 イからニまでについては、日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間6時間以上8時間未満の指定通所介護を行った場合又は所要時間6時間以上8時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後にに行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が8時間以上となるときは、算

8 例如：三类医疗器械、药品、生物制品、试剂等，根据卫生行政部门的规定，必须经国务院或省、自治区、直辖市人民政府的药品监督管理部门批准后，方可生产、经营和使用。对于第二类医疗器械，由省、自治区、直辖市人民政府药品监督管理部门负责审批；对于第三类医疗器械，由国务院药品监督管理部门负责审批。药品、生物制品、试剂等的生产、经营和使用，必须遵守《中华人民共和国药品管理法》、《中华人民共和国药品管理法实施条例》、《中华人民共和国生物制品管理条例》、《中华人民共和国医疗器械监督管理条例》等法律法规的规定。

— 1 —

別化比生髮大頭加水基底為內容物的乙類5%。
丙 醋酸可濕潤劑加水基底為內容物的乙類5%。(1)
次氯酸鈉加水基底為內容物的乙類5%。

增加才好。	7	7. 力士=卖力-卖力技术、别把厚生劳动办成办成为了基本工作 的单位（规定厚生办一个以上基本单位93条规定3项问题才可指派 所所长）。利用看门房等，能识别本区行本区的单位 1.6.3.综合计划、当然基準化操作方法分区分类、1日2日3日或更 期得3单位数之所在单位数加以算出。尤其L、次日操作方法 1.6.2.综合计划、利用看门房等，能识别本区行本区的单位 1.6.1.综合计划、当然基準化操作方法分区分类、1日2日3日或更 期得3单位数之所在单位数加以算出。尤其L、次日操作方法 他①加算计算表（见图）。
42单体	27单体	口 圆形机能训练机加算(II)
42单体	27单体	口 圆形机能训练机加算(I)

6. 公司在11月間未滿歲的營業員100單位之
總成績所貢獻獎項之獎金額度為新臺幣
112萬圓以上者得獎。

5. 指定通路所貢獻獎項之獎金額度為新臺
幣105萬以上者得獎。其獎金額度依
序為新臺幣93萬、第1級獎金額度為新臺
幣105萬、第2級獎金額度為新臺幣105萬
元、第3級獎金額度為新臺幣105萬元、
第4級獎金額度為新臺幣105萬元、第5級
獎金額度為新臺幣105萬元。

4. 廣告宣傳獎項之獎金額度為新臺幣
105萬以上者得獎。其獎金額度依序為
新臺幣93萬、第1級獎金額度為新臺
幣105萬、第2級獎金額度為新臺幣105萬
元、第3級獎金額度為新臺幣105萬元、
第4級獎金額度為新臺幣105萬元、第5級
獎金額度為新臺幣105萬元。

3. 諸多獎項之獎金額度依序為新臺
幣105萬、第1級獎金額度為新臺幣
105萬、第2級獎金額度為新臺幣105萬
元、第3級獎金額度為新臺幣105萬元、
第4級獎金額度為新臺幣105萬元、第5級
獎金額度為新臺幣105萬元。

2. 當月總成績達新臺幣105萬以上者
得獎。其獎金額度依序為新臺幣
105萬、第1級獎金額度為新臺幣
105萬、第2級獎金額度為新臺幣105萬
元、第3級獎金額度為新臺幣105萬元、
第4級獎金額度為新臺幣105萬元、第5級
獎金額度為新臺幣105萬元。

1. 當月總成績達新臺幣105萬以上者
得獎。其獎金額度依序為新臺幣
105萬、第1級獎金額度為新臺幣
105萬、第2級獎金額度為新臺幣105萬
元、第3級獎金額度為新臺幣105萬元、
第4級獎金額度為新臺幣105萬元、第5級
獎金額度為新臺幣105萬元。

定期对数据存储器进行定期检查，以确保其准确性。如果发现任何问题，应立即采取纠正措施。

底对数脉冲间隔为8脉冲以上9脉冲末端的综合计50单位数、9脉冲

3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。

10 イからニまでについては、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の

3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。

11 イからニまでについては、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の

者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。

11 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護若しくは認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、通所介護費は、算定しない。

（新設）

者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。

11 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、通所介護費は、算定しない。

12 指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護事業所と同一建物から当該指定通所介護事業所に通う者に対し、指定通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。

ヘ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養通所介護事業所が利用者に対し指定療養通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）を算定している場合においては、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）は算定しない。

（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

12単位

（2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

6単位

（3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

6単位

（新設）

12単位

6単位

6単位

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金

(新設)

(2) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
① 要介護 1	386単位
② 要介護 2	463単位
③ 要介護 3	540単位
④ 要介護 4	617単位
⑤ 要介護 5	694単位
(3) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合	
① 要介護 1	515単位
② 要介護 2	625単位
③ 要介護 3	735単位
④ 要介護 4	845単位
⑤ 要介護 5	955単位
(4) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
① 要介護 1	688単位
② 要介護 2	842単位
③ 要介護 3	995単位
④ 要介護 4	1,149単位
⑤ 要介護 5	1,303単位

ロ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)

(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
① 要介護 1	265単位
② 要介護 2	295単位
③ 要介護 3	324単位
④ 要介護 4	354単位
⑤ 要介護 5	383単位

(新設)

(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
① 要介護 1	284単位
② 要介護 2	340単位
③ 要介護 3	397単位
④ 要介護 4	453単位
⑤ 要介護 5	509単位
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
① 要介護 1	386単位
② 要介護 2	463単位
③ 要介護 3	540単位
④ 要介護 4	617単位
⑤ 要介護 5	694単位
(4) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合	
① 要介護 1	502単位
② 要介護 2	610単位
③ 要介護 3	717単位
④ 要介護 4	824単位
⑤ 要介護 5	931単位
(5) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
① 要介護 1	671単位
② 要介護 2	821単位
③ 要介護 3	970単位
④ 要介護 4	1,121単位
⑤ 要介護 5	1,271単位
ロ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
① 要介護 1	265単位
② 要介護 2	295単位
③ 要介護 3	324単位
④ 要介護 4	354単位
⑤ 要介護 5	383単位
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
① 要介護 1	278単位
② 要介護 2	334単位
③ 要介護 3	390単位

- 39 -

- 80 -

(2) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
① 要介護 1	379単位
② 要介護 2	455単位
③ 要介護 3	531単位
④ 要介護 4	606単位
⑤ 要介護 5	682単位
(3) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合	
① 要介護 1	506単位
② 要介護 2	614単位
③ 要介護 3	722単位
④ 要介護 4	830単位
⑤ 要介護 5	939単位
(4) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
① 要介護 1	676単位
② 要介護 2	827単位
③ 要介護 3	978単位
④ 要介護 4	1,129単位
⑤ 要介護 5	1,281単位

ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)

(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
① 要介護 1	258単位
② 要介護 2	287単位
③ 要介護 3	315単位
④ 要介護 4	344単位
⑤ 要介護 5	373単位

(新設)

④ 要介護 4	445単位
⑤ 要介護 5	501単位
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
① 要介護 1	379単位
② 要介護 2	455単位
③ 要介護 3	531単位
④ 要介護 4	606単位
⑤ 要介護 5	682単位
(4) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合	
① 要介護 1	494単位
② 要介護 2	599単位
③ 要介護 3	704単位
④ 要介護 4	810単位
⑤ 要介護 5	916単位
(5) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
① 要介護 1	659単位
② 要介護 2	807単位
③ 要介護 3	954単位
④ 要介護 4	1,101単位
⑤ 要介護 5	1,249単位
ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
① 要介護 1	258単位
② 要介護 2	287単位
③ 要介護 3	315単位
④ 要介護 4	344単位
⑤ 要介護 5	373単位
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
① 要介護 1	271単位
② 要介護 2	326単位
③ 要介護 3	379単位
④ 要介護 4	434単位
⑤ 要介護 5	487単位
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
① 要介護 1	369単位

(2) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
① 要介護 1	369単位

る場合であって、医師又は医師の指示を受けた理学療法士又は作業療法士が、利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行い、通所リハビリテーション計画の作成及び見直しを行った場合は、1月に1回を限度として550単位を所定単位数に加算する。

10 次に掲げるいずれの基準にも適合する指定通所リハビリテーション事業所について、リハビリテーションマネジメント加算として、1月につき230単位を所定単位数に加算する。

イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。

ロ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定通所リハビリテーションを行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。

ハ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ニ 指定通所リハビリテーション事業所の従業者が、指定居宅介護支援事業者を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

(新設)

11 利用者に対して、集中的に指定通所リハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、注3を算定している場合及びリハビリテーションマネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

イ 退院（所）日又は認定日から起算して1月以内の期間に行われた場合 280単位

- 43 -

を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行い、通所リハビリテーション計画の作成及び見直しを行った場合は、1月に1回を限度として550単位を所定単位数に加算する。

7 次に掲げるいずれの基準にも適合する指定通所リハビリテーション事業所について、リハビリテーションマネジメント加算として、1月につき230単位を所定単位数に加算する。

イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。

ロ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が指定通所リハビリテーションを行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。

ハ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ニ 指定通所リハビリテーション事業所の従業者が、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

ホ 医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、新規にリハビリテーション実施計画を作成した利用者に対して、通所開始日から起算して1月以内に当該利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行っていること。

8 利用者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が集中的な個別リハビリテーションを行った場合（以下「短期集中リハビリテーション」という。）は、短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、リハビリテーションマネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

イ 退院（所）日又は認定日から起算して1月以内の期間に行われた場合

ロ 退院（所）日又は認定日から起算して1月を超える3月以内の期間に行われた場合 140単位

12 利用者に対して、退院（所）日又は認定日から起算して3月を超える期間に個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1月に13回を限度として1日につき80単位を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イ(1)、ロ(1)若しくはハ(1)を算定している場合又はリハビリテーションマネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

13 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症（法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士がその退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、1週に2日を限度として1日につき240単位を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、リハビリテーションマネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、若年性認知症利用者に対して指定通所リハビリテーションを行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。

15 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出で、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、

われた場合

ロ 退院（所）日又は認定日から起算して1月を超える3月以内の期間に行われた場合 120単位

9 利用者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が個別リハビリテーションを実施した場合は、個別リハビリテーション実施加算として、80単位を所定単位数に加算する。ただし、短期集中リハビリテーション実施加算を算定していない場合は、1月に13回を限度とする。また、イ(2)から(5)まで、ロ(2)から(5)まで及びハ(2)から(5)までを算定している場合は1日に1回（当該利用者に対して短期集中リハビリテーション実施加算を算定し、かつ、退院（所）日又は認定日から起算して1月以内の場合は1日に2回）を限度として算定する。なお、当該加算はリハビリテーションマネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等がその退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、1週に2日を限度として1日につき240単位を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、リハビリテーションマネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、若年性認知症利用者に対して指定通所リハビリテーションを行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。

12 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出で、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、

口 利用者的口腔機能改善管理計畫對面之工作。
口 言語聽覺士、音科衛生士、看護員、小兒護理員之他的職務
口 的專業共同工作、利用醫藥能改善管理計畫對面之工作。
口 訓練者之上的口腔機能改善管理計畫對面之工作。
二 利用者之上的口腔機能改善管理計畫對面之訓練狀況之定期評議會上之工作。
三 利用者之上的口腔機能改善管理計畫對面之訓練狀況之定期評議會上之工作。
水 利用者之上的定期評議會上之工作。
44 利用者之上的定期評議會上之工作。
45 利用者之上的定期評議會上之工作。
46 利用者之上的定期評議會上之工作。
47 利用者之上的定期評議會上之工作。
48 利用者之上的定期評議會上之工作。
49 利用者之上的定期評議會上之工作。
50 利用者之上的定期評議會上之工作。
51 利用者之上的定期評議會上之工作。
52 利用者之上的定期評議會上之工作。
53 利用者之上的定期評議會上之工作。
54 利用者之上的定期評議會上之工作。
55 利用者之上的定期評議會上之工作。
56 利用者之上的定期評議會上之工作。
57 利用者之上的定期評議會上之工作。
58 利用者之上的定期評議會上之工作。
59 利用者之上的定期評議會上之工作。
60 利用者之上的定期評議會上之工作。
61 利用者之上的定期評議會上之工作。
62 利用者之上的定期評議會上之工作。
63 利用者之上的定期評議會上之工作。
64 利用者之上的定期評議會上之工作。
65 利用者之上的定期評議會上之工作。
66 利用者之上的定期評議會上之工作。
67 利用者之上的定期評議會上之工作。
68 利用者之上的定期評議會上之工作。
69 利用者之上的定期評議會上之工作。
70 利用者之上的定期評議會上之工作。
71 利用者之上的定期評議會上之工作。
72 利用者之上的定期評議會上之工作。
73 利用者之上的定期評議會上之工作。
74 利用者之上的定期評議會上之工作。
75 利用者之上的定期評議會上之工作。
76 利用者之上的定期評議會上之工作。
77 利用者之上的定期評議會上之工作。
78 利用者之上的定期評議會上之工作。
79 利用者之上的定期評議會上之工作。
80 利用者之上的定期評議會上之工作。
81 利用者之上的定期評議會上之工作。
82 利用者之上的定期評議會上之工作。
83 利用者之上的定期評議會上之工作。
84 利用者之上的定期評議會上之工作。
85 利用者之上的定期評議會上之工作。
86 利用者之上的定期評議會上之工作。
87 利用者之上的定期評議會上之工作。
88 利用者之上的定期評議會上之工作。
89 利用者之上的定期評議會上之工作。
90 利用者之上的定期評議會上之工作。
91 利用者之上的定期評議會上之工作。
92 利用者之上的定期評議會上之工作。
93 利用者之上的定期評議會上之工作。
94 利用者之上的定期評議會上之工作。
95 利用者之上的定期評議會上之工作。
96 利用者之上的定期評議會上之工作。
97 利用者之上的定期評議會上之工作。
98 利用者之上的定期評議會上之工作。
99 利用者之上的定期評議會上之工作。
100 利用者之上的定期評議會上之工作。

(新設)

二 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 12単位
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位

(新設)

障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態
ト 線維胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
リ 気管切開が行われている状態

16 指定通所リハビリテーション事業所と同一建物に居住する者又は指定通所リハビリテーション事業所と同一建物から当該指定通所リハビリテーション事業所に通う者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。

二 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 12単位
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位

本 介護職員待遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員待遇改善加算(Ⅰ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数
(2) 介護職員待遇改善加算(Ⅱ) (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

- 47 -

(3) 介護職員待遇改善加算(Ⅲ) (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

イ 介護職員待遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員待遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の待遇改善の計画等を記載した介護職員待遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
(3) 介護職員待遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
(4) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、事業年度ごとに介護職員の待遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
(5) 算定日が属する月の前十二月において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
(6) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。
(7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。
　　(1) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
　　a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

- 67

3

b. ①要件件に該する事項をもつて成る、全ての小額機具

c. ②次に該機具を要件の全工法適合する。

d. ③該機具の品質の向上の実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

e. ④小額機具の販賣の促進とその実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

f. ⑤平成二十一年十月八日(2)届出した日の属する月の前月までの実績による審査結果

g. ⑥a. 並びにb. 全ての小額機具の開拓結果を示す。

h. ⑦平成二十一年十月八日(2)届出した日の属する月の前月までの実績による審査結果

i. ⑧(1)小額機具の販賣の促進のための実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

j. ⑨(1)小額機具の販賣の促進のための実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

k. ⑩(1)小額機具の販賣の促進のための実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

l. ⑪(1)小額機具の販賣の促進のための実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

m. ⑫(1)小額機具の販賣の促進のための実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

n. ⑬(1)小額機具の販賣の促進のための実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

o. ⑭(1)小額機具の販賣の促進のための実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

p. ⑮(1)小額機具の販賣の促進のための実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

q. ⑯(1)小額機具の販賣の促進のための実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

r. ⑰(1)小額機具の販賣の促進のための実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

s. ⑱(1)小額機具の販賣の促進のための実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

t. ⑲(1)小額機具の販賣の促進のための実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

u. ⑳(1)小額機具の販賣の促進のための実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

v. ⑳(1)小額機具の販賣の促進のための実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

w. ⑳(1)小額機具の販賣の促進のための実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

x. ⑳(1)小額機具の販賣の促進のための実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

y. ⑳(1)小額機具の販賣の促進のための実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

z. ⑳(1)小額機具の販賣の促進のための実現化に関する技術的・経営的・組織的・社会的・環境的等の問題を解決する。

c 要介護 3	862単位	c 要介護 3	854単位
d 要介護 4	933単位	d 要介護 4	924単位
e 要介護 5	993単位	e 要介護 5	993単位
注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第2項の規定の適用を受けるもの及び同条第5項に規定する併設事業所を含む。）において、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。			
2 口について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。			
3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数（指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第5項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあっては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の数の合計数。以下この注において同じ。）が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法			
（指定居宅サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注2において同じ。）で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。			
4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。			
(1) 看護体制加算(I)	4単位	(1) 看護体制加算(I)	4単位
(2) 看護体制加算(II)	8単位	(2) 看護体制加算(II)	8単位
5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。			
(1) 夜勤職員配置加算(I)	13単位	(1) 夜勤職員配置加算(I)	13単位
(2) 夜勤職員配置加算(II)	18単位	(2) 夜勤職員配置加算(II)	18単位
6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。			
7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は算定しない。			
8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。			
9 次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護費又は併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型短期入所生活介護費(II)又は併設型短期入所生活介護費(II)を算定する。			
c 要介護 3	862単位	d 要介護 4	924単位
d 要介護 4	933単位	e 要介護 5	993単位
e 要介護 5	993単位		

（指定居宅サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注2において同じ。）で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。			
4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。			
(1) 看護体制加算(I)	4単位	(1) 看護体制加算(I)	4単位
(2) 看護体制加算(II)	8単位	(2) 看護体制加算(II)	8単位
5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。			
(1) 夜勤職員配置加算(I)	13単位	(1) 夜勤職員配置加算(I)	13単位
(2) 夜勤職員配置加算(II)	18単位	(2) 夜勤職員配置加算(II)	18単位
6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。			
7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は算定しない。			
8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。			
9 次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護費又は併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型短期入所生活介護費(II)又は併設型短期入所生活介護費(II)を算定する。			

10. 利用现有资源为患者提供必要的信息、健康教育材料及康复治疗服务。

11. 建立有效的转诊机制，将患者转至相关科室或医疗机构进行进一步治疗。

12. 对患者进行随访，定期评估治疗效果，调整治疗方案。

13. 提供心理支持和咨询，帮助患者应对疾病带来的心理压力。

14. 对患者进行健康宣教，提高其自我管理能力。

15. 对患者进行营养指导，合理安排饮食。

16. 对患者进行运动指导，增强体质。

17. 对患者进行药物治疗，控制病情发展。

18. 对患者进行物理治疗，缓解症状。

19. 对患者进行中医治疗，如针灸、推拿等。

20. 对患者进行家庭护理指导，帮助患者更好地适应家庭生活。

21. 对患者进行社会支持系统的评估和干预。

22. 对患者进行职业治疗，帮助患者重返工作岗位。

23. 对患者进行性功能治疗。

24. 对患者进行泌尿生殖系统治疗。

25. 对患者进行内分泌治疗。

26. 对患者进行免疫治疗。

27. 对患者进行肿瘤治疗。

28. 对患者进行神经系统治疗。

29. 对患者进行呼吸系统治疗。

30. 对患者进行消化系统治疗。

31. 对患者进行循环系统治疗。

32. 对患者进行血液系统治疗。

33. 对患者进行免疫系统治疗。

34. 对患者进行内分泌系统治疗。

35. 对患者进行神经系统治疗。

36. 对患者进行呼吸系统治疗。

37. 对患者进行消化系统治疗。

38. 对患者进行循环系统治疗。

39. 对患者进行血液系统治疗。

40. 对患者进行免疫系统治疗。

41. 对患者进行内分泌系统治疗。

42. 对患者进行神经系统治疗。

43. 对患者进行呼吸系统治疗。

44. 对患者进行消化系统治疗。

45. 对患者进行循环系统治疗。

46. 对患者进行血液系统治疗。

47. 对患者进行免疫系统治疗。

48. 对患者进行内分泌系统治疗。

49. 对患者进行神经系统治疗。

50. 对患者进行呼吸系统治疗。

51. 对患者进行消化系统治疗。

52. 对患者进行循环系统治疗。

53. 对患者进行血液系统治疗。

54. 对患者进行免疫系统治疗。

55. 对患者进行内分泌系统治疗。

56. 对患者进行神经系统治疗。

57. 对患者进行呼吸系统治疗。

58. 对患者进行消化系统治疗。

59. 对患者进行循环系统治疗。

60. 对患者进行血液系统治疗。

61. 对患者进行免疫系统治疗。

62. 对患者进行内分泌系统治疗。

63. 对患者进行神经系统治疗。

64. 对患者进行呼吸系统治疗。

65. 对患者进行消化系统治疗。

66. 对患者进行循环系统治疗。

67. 对患者进行血液系统治疗。

68. 对患者进行免疫系统治疗。

69. 对患者进行内分泌系统治疗。

70. 对患者进行神经系统治疗。

71. 对患者进行呼吸系统治疗。

72. 对患者进行消化系统治疗。

73. 对患者进行循环系统治疗。

74. 对患者进行血液系统治疗。

75. 对患者进行免疫系统治疗。

76. 对患者进行内分泌系统治疗。

77. 对患者进行神经系统治疗。

78. 对患者进行呼吸系统治疗。

79. 对患者进行消化系统治疗。

80. 对患者进行循环系统治疗。

81. 对患者进行血液系统治疗。

82. 对患者进行免疫系统治疗。

83. 对患者进行内分泌系统治疗。

84. 对患者进行神经系统治疗。

85. 对患者进行呼吸系统治疗。

86. 对患者进行消化系统治疗。

87. 对患者进行循环系统治疗。

88. 对患者进行血液系统治疗。

89. 对患者进行免疫系统治疗。

90. 对患者进行内分泌系统治疗。

91. 对患者进行神经系统治疗。

92. 对患者进行呼吸系统治疗。

93. 对患者进行消化系统治疗。

94. 对患者进行循环系统治疗。

95. 对患者进行血液系统治疗。

96. 对患者进行免疫系统治疗。

97. 对患者进行内分泌系统治疗。

98. 对患者进行神经系统治疗。

99. 对患者进行呼吸系统治疗。

100. 对患者进行消化系统治疗。

(卷之三)

口 别让医生为你的健康负责，你要自己为自己负责
肝癌能治好吗？、肝癌圆周的利用的必要性为多少？医病分离
肝癌能治好吗？、肝癌圆周的利用的必要性为多少？医病分离

を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

本 在宅中重度者受入加算

注 指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算する。

イ 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合に限る。) 421単位

ロ 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (看護体制加算(Ⅰ)を算定していない場合に限る。) 417単位

ハ 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 413単位

二 看護体制加算を算定していない場合 425単位

△ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 12単位

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

(新設)

三 在宅中重度者受入加算

注 指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算する。

イ 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合に限る。) 421卖位

ロ 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (看護体制加算(Ⅰ)を算定していない場合に限る。) 417卖位

ハ 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 413卖位

二 看護体制加算を算定していない場合 425卖位

△ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 12卖位

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6卖位

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6卖位

△ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

- 55 -

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)をする費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

(4) 当該指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定短期入所生活介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

d	小體裁人保健施設短期人所辦養介護費 (IV)	826單位 874單位 937單位 990單位 1,043單位 1,089單位 1,108單位 1,125單位 1,149單位 1,168單位 1,194單位 1,204單位 1,212單位 1,217單位 1,197單位
c	小體裁人保健施設短期人所辦養介護費 (III)	775單位 858單位 973單位 1,049單位 1,125單位 1,176單位 854單位 937單位 1,062單位 1,128單位 1,188單位 1,194單位 1,194單位 1,194單位 1,194單位
b	小體裁人保健施設短期人所辦養介護費 (II)	775單位 858單位 973單位 1,049單位 1,125單位 1,176單位 854單位 937單位 1,062單位 1,128單位 1,188單位 1,194單位 1,194單位 1,194單位 1,194單位
a	小體裁人保健施設短期人所辦養介護費 (I)	859單位 933單位 996單位 1,052單位 1,089單位 1,108單位 1,125單位 1,149單位 1,168單位 1,194單位 1,204單位 1,212單位 1,217單位 1,197單位

a	公職者人保險賃貸定期人所繳交額費(II)
b	公職者人保險賃貸定期人所繳交額費(II)

b. 分譲者人保健施設短期人所要養護介護費(Ⅲ)

a. 分譲者人保健施設短期人所要養護介護費(Ⅱ)

(1) 分譲者人保健施設短期人所要養護介護費

(2) 分譲者人保健施設短期人所要養護介護費
組期人所要養護介護費の算定外に付ふる事。

i. 要介護1
750単位
ii. 要介護2
797単位
iii. 要介護3
860単位
iv. 要介護4
912単位
v. 要介護5
965単位
b. 分譲者人保健施設短期人所要養護介護費(Ⅰ)

(1) 分譲者人保健施設短期人所要養護介護費
i. 要介護1
779単位
ii. 要介護2
861単位
iii. 要介護3
913単位
iv. 要介護4
970単位
v. 要介護5
1,025単位

(3) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)
i 要介護 1 767単位
ii 要介護 2 844単位
iii 要介護 3 938単位
iv 要介護 4 1,014単位
v 要介護 5 1,090単位

(新設)

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)
i 要介護 1 866単位
ii 要介護 2 943単位
iii 要介護 3 1,037単位
iv 要介護 4 1,113単位
v 要介護 5 1,189単位

(新設)

(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費
① ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)
i 要介護 1 848単位
ii 要介護 2 897単位
iii 要介護 3 950単位
iv 要介護 4 1,004単位
v 要介護 5 1,057単位

(新設)

v 要介護 5 1,273単位
(2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)
i 要介護 1 775単位
ii 要介護 2 852単位
iii 要介護 3 946単位
iv 要介護 4 1,022単位
v 要介護 5 1,098単位
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)
i 要介護 1 775単位
ii 要介護 2 852単位
iii 要介護 3 1,015単位
iv 要介護 4 1,091単位
v 要介護 5 1,167単位
c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)
i 要介護 1 854単位
ii 要介護 2 931単位
iii 要介護 3 1,025単位
iv 要介護 4 1,101単位
v 要介護 5 1,177単位
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)
i 要介護 1 854単位
ii 要介護 2 931単位
iii 要介護 3 1,094単位
iv 要介護 4 1,170単位
v 要介護 5 1,246単位
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費
② ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)
i 要介護 1 829単位
ii 要介護 2 876単位
iii 要介護 3 940単位
iv 要介護 4 993単位
v 要介護 5 1,046単位
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

- 59 -

(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)
i 要介護 1 848単位
ii 要介護 2 897単位
iii 要介護 3 950単位
iv 要介護 4 1,004単位
v 要介護 5 1,057単位

(新設)

(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)
i 要介護 1 928単位
ii 要介護 2 1,011単位
iii 要介護 3 1,126単位
iv 要介護 4 1,202単位
v 要介護 5 1,278単位

(新設)

b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)
i 要介護 1 928単位
ii 要介護 2 1,011単位
iii 要介護 3 1,126単位
iv 要介護 4 1,202単位

i 要介護 1 862単位
ii 要介護 2 936単位
iii 要介護 3 999単位
iv 要介護 4 1,055単位
v 要介護 5 1,111単位
c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)
i 要介護 1 829単位
ii 要介護 2 876単位
iii 要介護 3 940単位
iv 要介護 4 993単位
v 要介護 5 1,046単位
d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)
i 要介護 1 862単位
ii 要介護 2 936単位
iii 要介護 3 999卖位
iv 要介護 4 1,055卖位
v 要介護 5 1,111卖位
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)
i 要介護 1 936卖位
ii 要介護 2 1,019卖位
iii 要介護 3 1,134卖位
iv 要介護 4 1,210卖位
v 要介護 5 1,286卖位
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)
i 要介護 1 936卖位
ii 要介護 2 1,019卖位
iii 要介護 3 1,203卖位
iv 要介護 4 1,279卖位
v 要介護 5 1,355卖位
c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)
i 要介護 1 936卖位
ii 要介護 2 1,019卖位
iii 要介護 3 1,134卖位
iv 要介護 4 1,210卖位
v 要介護 5 1,286卖位

- 60 -

- 61 -

(3) 特定介護老人保健施設短期入所事業者介護費

b. 一二二 小型介護老人保健施設短期入所事業者介護費 (ii)

a. 一二二 小型介護老人保健施設短期入所事業者介護費 (iii)

i. 要介護 1	928 位	1,278 位
ii. 要介護 2	1,005 位	1,119 位
iii. 要介護 3	1,005 位	1,119 位
iv. 要介護 4	1,195 位	1,195 位
v. 要介護 5	1,271 位	1,271 位

b. 一二二 小型介護老人保健施設短期入所事業者介護費 (iii)

i. 要介護 1	928 位	1,005 位
ii. 要介護 2	1,005 位	1,119 位
iii. 要介護 3	1,005 位	1,119 位
iv. 要介護 4	1,195 位	1,195 位
v. 要介護 5	1,271 位	1,271 位

(新設)

(3) 特定介護老人保健施設短期入所事業者介護費

b. 一二二 小型介護老人保健施設短期入所事業者介護費 (ii)

a. 一二二 小型介護老人保健施設短期入所事業者介護費 (iii)

i. 要介護 1	928 位	1,005 位
ii. 要介護 2	1,005 位	1,119 位
iii. 要介護 3	1,005 位	1,119 位
iv. 要介護 4	1,195 位	1,195 位
v. 要介護 5	1,271 位	1,271 位

(新設)

(3) 特定介護老人保健施設短期入所事業者介護費

b. 一二二 小型介護老人保健施設短期入所事業者介護費 (ii)

a. 一二二 小型介護老人保健施設短期入所事業者介護費 (iii)

i. 要介護 1	928 位	1,005 位
ii. 要介護 2	1,005 位	1,119 位
iii. 要介護 3	1,005 位	1,119 位
iv. 要介護 4	1,195 位	1,195 位
v. 要介護 5	1,271 位	1,271 位

(新設)

- (2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。
 - (二) 次のいずれにも適合すること。
 - a 算定日が属する月の前六月間において当該施設から退所した入所者の総数(当該施設内で死亡した者を除く。)のうち、在宅において介護を受けることとなったもの(当該施設における入所期間が一月間を超えていた者に限る。)の占める割合が百分の五十を超えていること。
 - b 入所者の退所後三十日以内(退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあっては十四日以内)に、当該施設の従業者が当該入所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該入所者の在宅における生活が一月以上(退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあっては十四日以上)継続する見込であることを確認し、記録していること。
 - (三) 三十・四を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得た数が百分の十以上であること。
 - (四) 次のいずれかに適合すること。
 - a 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護四及び要介護五の者の占める割合が百分の三十五以上であること。
 - b 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合が百分の十以上又は経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十以上であること。
 - (五) (1)に該当すること。
- (3) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(iii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。)附則第十三条に規定する転換を行って開設した介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であること。
 - (二) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十五以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の二十以上であること。
 - (三) (1)(二)及び(四)に該当すること。
- (4) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (3)(一)及び(三)に該当すること。
 - (二) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の二十以上及び著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。
 - (五) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(iii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
 - (一) (3)に該当すること。
 - (二) 利用者等の合計数が四十以下であること。
- (6) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
 - (1) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(iii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
 - (二) イ(1)(一)及び(二)に該当すること。

- る基準(平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。)附則第十三条に規定する転換を行って開設した介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であること。
- (二) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十五以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の二十以上であること。
- (三) (1)(二)及び(四)に該当すること。
- (4) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (3)(一)及び(三)に該当すること。
- (二) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の二十以上及び著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。
- (5) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(iii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (3)に該当すること。
- (二) 利用者等の合計数が四十以下であること。
- (6) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (4)に該当すること。
- (二) 入所者等の合計数が四十以下であること。
- ロ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(iii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (二) イ(1)(一)及び(二)に該当すること。

介護費(Ⅰ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)、診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所短期入所療養介護費(ii)、診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室又は病室(定員が二人以上のものに限る。)の利用者に対して行われるものであること。

八 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等(指定居宅サービス基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。以下二において同じ。)(介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。)附則第五条第一

項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものに限る。)の利用者に対して行われるものであること。

二 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等(介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(ii)、第四十条第二項第一号イ(3)(ii)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)(指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。)の利用者に対して行われるものであること。

2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、利用者(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画(指定居宅サービス基準第147条第1項に規定する短期入所療養介護計画をいう。以下同じ。)

2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、利用者(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画(指定居宅サービス基準第147条第1項に規定する短期入所療養介護計画をいう。以下同じ。)

10. 助力医生决策辅助医生制定合理的治疗方案，通过综合考虑病史、体检结果、实验室检查、影像学检查等多方面的信息，为医生提供决策支持。

11. 提供个性化治疗建议：根据患者的具体情况，结合最新的医学研究进展，为患者提供个性化的治疗建议，帮助患者选择最适合自己的治疗方案。

12. 提高治疗效果：通过精准的治疗建议，提高治疗的针对性和有效性，减少不必要的治疗副作用，从而提高治疗效果。

13. 提高治疗依从性：通过提供详细的治疗说明，帮助患者更好地理解治疗方案，提高患者的治疗依从性，从而达到更好的治疗效果。

14. 提高治疗安全性：通过监测治疗过程中的不良反应，及时调整治疗方案，降低治疗风险，保障患者的安全。

15. 提高治疗效率：通过自动化处理大量的医疗数据，提高治疗决策的速度和准确性，从而提高治疗效率。

16. 提高治疗质量：通过不断学习和更新知识库，提高治疗建议的质量，从而提高治疗的整体质量。

17. 提高治疗透明度：通过公开治疗建议的制定过程，增加治疗建议的透明度，增强患者对治疗的信任感。

18. 提高治疗公平性：通过提供统一的治疗建议，减少因医生经验差异导致的治疗不公平现象，实现医疗资源的公平分配。

19. 提高治疗可及性：通过远程医疗技术，让偏远地区的患者也能享受到优质的治疗建议，提高治疗的可及性。

20. 提高治疗满意度：通过提供贴心的服务和支持，提高患者对治疗建议的满意度，从而提高治疗的整体满意度。

9. 动机学生发颤大腿必定为膝盖弯曲会LCV、360°的LCT都
道府县知事认出长指定期人所膝盖外膝关节韧带、
青年体操如能利用用者认为LCT指定期人所膝盖外膝关节韧带、
T恤1日以上之120单位、(3)LCV-T恤1日以上、(1)及(2)LCV
单位以、青年体操如能利用用者认为加算以此、在8名计算LCV、360单位所
单位数化加算于。在LCT、在8名计算LCV、360单位所
LCT。

4. 雖然被調查者有50%的時間在工作，但其餘時間則會花費在家庭、朋友、運動、休閒等活動上。

5. 被調查者平均每天花費在通勤上的時間為1小時，其中約半數的時間是在公車或地鐵上度過。

6. 在被調查者中，有40%的人會在下班後立即回家，而剩下60%的人則會選擇在公司附近找個地方吃飯或休息。

7. 在被調查者中，有70%的人會在下班後立即回家，而剩下30%的人則會選擇在公司附近找個地方吃飯或休息。

8. 在被調查者中，有70%的人會在下班後立即回家，而剩下30%的人則會選擇在公司附近找個地方吃飯或休息。

9. 在被調查者中，有70%的人會在下班後立即回家，而剩下30%的人則會選擇在公司附近找個地方吃飯或休息。

10. 在被調查者中，有70%的人會在下班後立即回家，而剩下30%的人則會選擇在公司附近找個地方吃飯或休息。

11. 在被調查者中，有70%的人會在下班後立即回家，而剩下30%的人則會選擇在公司附近找個地方吃飯或休息。

12. 在被調查者中，有70%的人會在下班後立即回家，而剩下30%的人則會選擇在公司附近找個地方吃飯或休息。

13. 在被調查者中，有70%的人會在下班後立即回家，而剩下30%的人則會選擇在公司附近找個地方吃飯或休息。

14. 在被調查者中，有70%的人會在下班後立即回家，而剩下30%的人則會選擇在公司附近找個地方吃飯或休息。

15. 在被調查者中，有70%的人會在下班後立即回家，而剩下30%的人則會選擇在公司附近找個地方吃飯或休息。

16. 在被調查者中，有70%的人會在下班後立即回家，而剩下30%的人則會選擇在公司附近找個地方吃飯或休息。

17. 在被調查者中，有70%的人會在下班後立即回家，而剩下30%的人則會選擇在公司附近找個地方吃飯或休息。

18. 在被調查者中，有70%的人會在下班後立即回家，而剩下30%的人則會選擇在公司附近找個地方吃飯或休息。

19. 在被調查者中，有70%的人會在下班後立即回家，而剩下30%的人則會選擇在公司附近找個地方吃飯或休息。

20. 在被調查者中，有70%的人會在下班後立即回家，而剩下30%的人則會選擇在公司附近找個地方吃飯或休息。

<u>則 (昭和二十五年厚生省令第十五号) 別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態</u>
<u>ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態</u>
<u>チ 褥瘻に対する治療を実施している状態</u>
<u>リ 気管切開が行われている状態</u>

- 10 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 11 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)又は介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)を算定する。
 イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
 ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
 ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 12 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注7の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注7の規定による届出があつたものとみなす。
- 13 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以後に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設における短期入所療養介護費は、算定しない。
- 14 (1)(2)及び(3)並びに(2)(2)及び(3)について、利用者に対して、指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を所定単位数に加算する。

12 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

13 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)若しくは(iv)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)若しくは(iv)又は介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)若しくは(iv)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

14 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注7の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注7の規定による届出があつたものとみなす。

15 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以後に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設における短期入所療養介護費は、算定しない。

16 (1)(2)及び(3)並びに(2)(2)及び(3)について、利用者に対して、指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を所定単位数に加算する。

- 71 -

臣が定めるものを行った場合に、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定めるもの及び単位数の内容は次のとおり。

4 重度療養管理 (1日につき) 120単位

注 指定短期入所療養介護事業所又は介護老人保健施設において、指定短期入所療養介護又は介護保健施設サービスを受けている利用者又は入所者（要介護4又は要介護5に該当する者に限る。）であつて別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に、所定単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める状態の内容は次のとおり。
 イ 指定短期入所療養介護の利用者については、次のいずれかに該当する状態

次のいずれかに該当する状態

(1) 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態

(2) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態

(3) 中心静脈注射を実施している状態

(4) 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態

(5) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態

(6) 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態

(7) 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態

(8) 褥瘻に対する治療を実施している状態

(9) 気管切開が行われている状態

ロ 介護老人保健施設の入所者については、次のいずれかに該当する状態

(1) 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態

(2) 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する

- 72 -

- 32 -

<p>(1) 基层医疗卫生机构根据国家基本公共卫生服务项目规范和工作要求，定期对辖区内常住居民进行健康状况评估，对评估中发现的重性精神疾病患者、严重慢性病患者、残疾患者等重点人群，纳入健康管理，并按照国家基本公共卫生服务项目要求提供相应的服务。</p> <p>(2) 同(1)利用省统一制定的《居民健康档案管理规范》、《居民健康档案信息采集、录入和使用技术规范》、《居民健康档案管理制度》、《居民健康档案信息保密制度》等，建立居民健康档案。</p> <p>(3) 按照《居民健康档案管理制度》，对居民健康档案进行动态管理，定期更新居民健康档案信息，确保居民健康档案的准确性、完整性和科学性。</p>	<p>(1) 根据居民健康档案，定期对辖区内常住居民进行健康状况评估，对评估中发现的重性精神疾病患者、严重慢性病患者、残疾患者等重点人群，纳入健康管理，并按照国家基本公共卫生服务项目要求提供相应的服务。</p> <p>(2) 同(1)利用省统一制定的《居民健康档案管理规范》、《居民健康档案信息采集、录入和使用技术规范》、《居民健康档案管理制度》、《居民健康档案信息保密制度》等，建立居民健康档案。</p> <p>(3) 按照《居民健康档案管理制度》，对居民健康档案进行动态管理，定期更新居民健康档案信息，确保居民健康档案的准确性、完整性和科学性。</p> <p>(4) 健康教育加算。</p> <p>(5) 健康体检套餐。</p> <p>(6) 特定药品。</p> <p>(7) 医疗器械配置加算。</p> <p>(8) 医疗设备购置加算。</p> <p>(9) 医疗设备购置加算。</p> <p>(10) 医疗设备购置加算。</p> <p>(11) 医疗设备购置加算。</p> <p>(12) 医疗设备购置加算。</p> <p>(13) 医疗设备购置加算。</p> <p>(14) 医疗设备购置加算。</p> <p>(15) (1)-(12)及(14)-(16)之和，即为居民健康档案管理项目的总金额。</p>
<p>2. 疫苗接种管理。</p> <p>3. 同(1)利用省统一制定的《居民健康档案管理规范》、《居民健康档案信息采集、录入和使用技术规范》、《居民健康档案管理制度》、《居民健康档案信息保密制度》等，建立居民健康档案。</p>	<p>2. 疫苗接种管理。</p> <p>3. 同(1)利用省统一制定的《居民健康档案管理规范》、《居民健康档案信息采集、录入和使用技术规范》、《居民健康档案管理制度》、《居民健康档案信息保密制度》等，建立居民健康档案。</p>
<p>(1) 健康体检套餐第1章及(2)章第2章合计数，简称“套餐费”。</p> <p>(2) 同(1)利用省统一制定的《居民健康档案管理规范》、《居民健康档案信息采集、录入和使用技术规范》、《居民健康档案管理制度》、《居民健康档案信息保密制度》等，建立居民健康档案。</p>	<p>(1) 健康体检套餐第1章及(2)章第2章合计数，简称“套餐费”。</p> <p>(2) 同(1)利用省统一制定的《居民健康档案管理规范》、《居民健康档案信息采集、录入和使用技术规范》、《居民健康档案管理制度》、《居民健康档案信息保密制度》等，建立居民健康档案。</p>
<p>(1) 健康体检套餐第1章及(2)章第2章合计数，简称“套餐费”。</p> <p>(2) 同(1)利用省统一制定的《居民健康档案管理规范》、《居民健康档案信息采集、录入和使用技术规范》、《居民健康档案管理制度》、《居民健康档案信息保密制度》等，建立居民健康档案。</p>	<p>(1) 健康体检套餐第1章及(2)章第2章合计数，简称“套餐费”。</p> <p>(2) 同(1)利用省统一制定的《居民健康档案管理规范》、《居民健康档案信息采集、录入和使用技术规范》、《居民健康档案管理制度》、《居民健康档案信息保密制度》等，建立居民健康档案。</p>

00分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 当該指定短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百六十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定短期入所療養介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職資又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員

- 75 -

- 98 -

に周知していること。

ロ 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

- (8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。

- 口 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

※ 区分支給限度基準額の算定対象外とする予定。

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

- (1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	715単位
ii 要介護 2	825単位
iii 要介護 3	1,063単位
iv 要介護 4	1,164単位
v 要介護 5	1,255単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	846単位
ii 要介護 2	956単位
iii 要介護 3	1,194単位
iv 要介護 4	1,295単位
v 要介護 5	1,386単位

(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

ロ 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	720単位
ii 要介護 2	828単位
iii 要介護 3	1,061単位
iv 要介護 4	1,161単位
v 要介護 5	1,250単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	829単位
ii 要介護 2	937単位
iii 要介護 3	1,170単位
iv 要介護 4	1,269単位
v 要介護 5	1,359単位

(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

d 要介護 4	1,200単位
e 要介護 5	1,291単位
(2) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	849単位
b 要介護 2	959単位
c 要介護 3	1,109単位
d 要介護 4	1,200単位
e 要介護 5	1,291単位

(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費

- (一) 3時間以上4時間未満 650単位
 (二) 4時間以上6時間未満 900単位
 (三) 6時間以上8時間未満 1,250単位

注1 (1)から(4)までについて、療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (5)について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられ

d 要介護 4	1,176単位
e 要介護 5	1,265単位
(2) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	832単位
b 要介護 2	940単位
c 要介護 3	1,087単位
d 要介護 4	1,176単位
e 要介護 5	1,265単位

(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費

- (一) 3時間以上4時間未満 650単位
 (二) 4時間以上6時間未満 900単位
 (三) 6時間以上8時間未満 1,250単位

注1 (1)から(4)までについて、療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (5)について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられ

た内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。

5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。

6 (1)から(4)までについて、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 夜間勤務等看護(I) 23単位
 ロ 夜間勤務等看護(II) 14単位
 ハ 夜間勤務等看護(III) 14単位
 ニ 夜間勤務等看護(IV) 7単位

7 (1)から(4)までについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

(新設)

た内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。

5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。

6 (1)から(4)までについて、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 夜間勤務等看護(I) 23単位
 ロ 夜間勤務等看護(II) 14単位
 ハ 夜間勤務等看護(III) 14単位
 ニ 夜間勤務等看護(IV) 7単位

7 (1)から(4)までについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位

※ 制作済み生地の大まかな量をもとに、利用者の内需状況の上移り。
※ 利用者の共感や家庭等の事情によっては、指定用生地が需要される所の
分譲文機用具が、緊急に指定用機器人所譲文機器を受付で上移る
要支援力を利用してお

本公司所定事項數額已加算于內。在總L、匯子票算起L 21.3 號合計
算起L 64.1。

道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 12単位
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

(新設)

道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 12単位
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

(9) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

- (2) 当該指定短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

- 83 -

- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

- (4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

- (6) 当該指定短期入所療養介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。

- (7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。

- (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

- b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

- b aについて、全ての介護職員に周知していること。

- (8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。

- (口) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イ(1)から(6)までに掲げる基準の

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。
- 5 (1)及び(2)について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- (新設)
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は算定しない。
- 7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 8 次のいずれかに該当する者に対して、診療所短期入所療養介護費(I)又は診療所短期入所療養介護費(II)を支給する場合は、それぞれ、診療所短期入所療養介護費(I)の診療所短期入所療
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。
- 5 (1)及び(2)について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は算定しない。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める利用者の内容は次のとおり。
利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者
- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は算定しない。
- 8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 9 次のいずれかに該当する者に対して、診療所短期入所療養介護費(I)又は診療所短期入所療養介護費(II)を支給する場合は、それぞれ、診療所短期入所療養介護費(I)の診療所短期入所療

- 87 -

- 養介護費(ii)又は診療所短期入所療養介護費(II)の診療所短期入所療養介護費(ii)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 9 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。
- 10 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。
- (4) 療養食加算 23単位
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (5) 緊急短期入所ネットワーク加算 50単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。
- (6) 特定診療費
利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行つ
- 23単位
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (削除)
- (5) 特定診療費
利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行つ

- 68

（1）小錢職員地圖改進（1）

（2）當該指揮官與期人另外辦公事務事務所別於T/C、（1）D資金改進（1）

注： 制取单糖类物质水溶液的浓度以 g/L 表示， 制取双糖类物质水溶液的浓度以 g/L 表示， 制取多糖类物质水溶液的浓度以 mg/L 表示。

(1) 单糖类物质制备方法

通常将葡萄糖稀释成 0.1 mol/L 的水溶液， 利用单糖的还原性， 加入溴水， 溴水褪色即为单糖。利用单糖的还原性， 加入新制的银氨溶液， 可生成光亮的银镜， 即为单糖。

(2) 双糖类物质制备方法

① 利用酶的专一性， 将乳糖水解成葡萄糖和半乳糖。② 利用酸的专一性， 将乳糖水解成葡萄糖和半乳糖。

(3) 多糖类物质制备方法

① 利用酶的专一性， 将淀粉水解成葡萄糖。② 利用酸的专一性， 将淀粉水解成葡萄糖。

二	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
(1)	認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）
（一）	認知症疾患型短期入所療養介護費（I）
a	認知症疾患型短期入所療養介護費（i）
i	要介護 1 1,049単位
ii	要介護 2 1,116単位
iii	要介護 3 1,183単位
iv	要介護 4 1,251単位
v	要介護 5 1,318単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）
i	要介護 1 1,160単位
ii	要介護 2 1,227単位
iii	要介護 3 1,294単位
iv	要介護 4 1,362単位
v	要介護 5 1,429単位
（二）	認知症疾患型短期入所療養介護費（II）
a	認知症疾患型短期入所療養介護費（i）
i	要介護 1 991単位
ii	要介護 2 1,062単位
iii	要介護 3 1,132単位
iv	要介護 4 1,203単位
v	要介護 5 1,273単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）
i	要介護 1 1,122単位
ii	要介護 2 1,193単位
iii	要介護 3 1,263単位
iv	要介護 4 1,334単位

- ロ 介護職員処遇改善加算（II） イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- ハ 介護職員処遇改善加算（III） イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

* 区分支給限度基準額の算定対象外とする予定。

二	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
(1)	認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）
（一）	認知症疾患型短期入所療養介護費（I）
a	認知症疾患型短期入所療養介護費（i）
i	要介護 1 1,048単位
ii	要介護 2 1,113単位
iii	要介護 3 1,179単位
iv	要介護 4 1,246単位
v	要介護 5 1,312単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）
i	要介護 1 1,157単位
ii	要介護 2 1,222単位
iii	要介護 3 1,288単位
iv	要介護 4 1,355単位
v	要介護 5 1,420単位
（二）	認知症疾患型短期入所療養介護費（II）
a	認知症疾患型短期入所療養介護費（i）
i	要介護 1 991単位
ii	要介護 2 1,060単位
iii	要介護 3 1,129単位
iv	要介護 4 1,199単位
v	要介護 5 1,267単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）
i	要介護 1 1,100単位
ii	要介護 2 1,169単位
iii	要介護 3 1,238単位
iv	要介護 4 1,308単位

- 91 -

（三）	認知症疾患型短期入所療養介護費（III）
a	認知症疾患型短期入所療養介護費（i）
i	要介護 1 962単位
ii	要介護 2 1,031単位
iii	要介護 3 1,099単位
iv	要介護 4 1,168単位
v	要介護 5 1,236単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）
i	要介護 1 1,093単位
ii	要介護 2 1,162単位
iii	要介護 3 1,230単位
iv	要介護 4 1,299単位
v	要介護 5 1,367単位
（四）	認知症疾患型短期入所療養介護費（IV）
a	認知症疾患型短期入所療養介護費（i）
i	要介護 1 946単位
ii	要介護 2 1,013単位
iii	要介護 3 1,080単位
iv	要介護 4 1,148単位
v	要介護 5 1,215単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）
i	要介護 1 1,077単位
ii	要介護 2 1,144単位
iii	要介護 3 1,211単位
iv	要介護 4 1,279単位
v	要介護 5 1,346単位
（五）	認知症疾患型短期入所療養介護費（V）
a	認知症疾患型短期入所療養介護費（i）
i	要介護 1 884単位
ii	要介護 2 951単位
iii	要介護 3 1,018単位
iv	要介護 4 1,086単位
v	要介護 5 1,153単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）

（三）	認知症疾患型短期入所療養介護費（III）
a	認知症疾患型短期入所療養介護費（i）
i	要介護 1 962単位
ii	要介護 2 1,030単位
iii	要介護 3 1,097単位
iv	要介護 4 1,164単位
v	要介護 5 1,231単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）
i	要介護 1 1,071単位
ii	要介護 2 1,139単位
iii	要介護 3 1,206単位
iv	要介護 4 1,273単位
v	要介護 5 1,340単位
（四）	認知症疾患型短期入所療養介護費（IV）
a	認知症疾患型短期入所療養介護費（i）
i	要介護 1 947単位
ii	要介護 2 1,012単位
iii	要介護 3 1,078単位
iv	要介護 4 1,145卖位
v	要介護 5 1,211単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）
i	要介護 1 1,056単位
ii	要介護 2 1,121単位
iii	要介護 3 1,187単位
iv	要介護 4 1,254卖位
v	要介護 5 1,319単位
（五）	認知症疾患型短期入所療養介護費（V）
a	認知症疾患型短期入所療養介護費（i）
i	要介護 1 886単位
ii	要介護 2 952単位
iii	要介護 3 1,017単位
iv	要介護 4 1,084単位
v	要介護 5 1,150単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）

2. 指定医师开具麻醉药品处方后，患者凭处方到药房取药。若因医生开具大医处方或患者家属代为取药时，药师应询问清楚，并做好登记。

3. 药师在调剂时，要仔细核对患者姓名、年龄、性别、诊断、用法用量等信息，确保无误后方可调配。

1. 要外匯 1	1,103單位
2. 要外匯 2	1,112單位
3. 要外匯 3	1,241單位
4. 要外匯 4	1,311單位
V. 要外匯 5	1,379單位
特產器物如銀器鑄塑期人頭像等分錢費	
3. 特圓以上4特圓未滿	650單位
4. 特圓以上6特圓未滿	900單位
6. 特圓以上8特圓未滿	1,250單位
(1) 加(5)美乙乙CIV-T. 老人性體如瓶瓶罐罐等類別 (指鑄器)	1,1

III	要介護 2	1,172 單位
III	要介護 3	1,241 單位
IV	要介護 4	1,311 單位
V	要介護 5	1,379 單位
b	三→小型認知症失智症短期照護院入所費要介護費(元)	

1. 爱好领域 I	1,125单位	III. 爱好领域 2	1,196单位	VII. 爱好领域 3	1,266单位	XI. 爱好领域 4	1,337单位	XV. 爱好领域 5	1,407单位
2. 爱好领域 VI	1,196单位	IV. 爱好领域 VII	1,266单位	VIII. 爱好领域 IX	1,337单位	XII. 爱好领域 X	1,407单位	XVI. 爱好领域 XI	1,483单位
3. 爱好领域 II	1,125单位	VI. 爱好领域 III	1,196单位	X. 爱好领域 V	1,266单位	XIV. 爱好领域 VII	1,337单位	XVIII. 爱好领域 X	1,407单位
4. 爱好领域 IV	1,196单位	V. 爱好领域 VI	1,266单位	XII. 爱好领域 III	1,337单位	XVI. 爱好领域 II	1,407单位	XIX. 爱好领域 IV	1,483单位
5. 爱好领域 V	1,266单位	VII. 爱好领域 VI	1,337单位	X. 爱好领域 VII	1,407单位	XV. 爱好领域 VIII	1,483单位	XVII. 爱好领域 V	1,560单位
6. 爱好领域 III	1,196单位	X. 爱好领域 IV	1,266单位	XIII. 爱好领域 V	1,337单位	XVII. 爱好领域 VI	1,407单位	XIX. 爱好领域 III	1,483单位
7. 爱好领域 VII	1,266单位	XII. 爱好领域 III	1,337单位	XV. 爱好领域 IV	1,407单位	XVIII. 爱好领域 V	1,483单位	XVII. 爱好领域 VII	1,560单位
8. 爱好领域 VI	1,196单位	XIV. 爱好领域 II	1,266单位	XVI. 爱好领域 III	1,337单位	XVII. 爱好领域 IV	1,407单位	XV. 爱好领域 VI	1,483单位
9. 爱好领域 VIII	1,266单位	XV. 爱好领域 VII	1,337单位	XVIII. 爱好领域 VI	1,407单位	XVII. 爱好领域 V	1,483单位	X. 爱好领域 VIII	1,560单位
10. 爱好领域 IX	1,337单位	XVI. 爱好领域 V	1,407单位	XVII. 爱好领域 IV	1,483单位	XV. 爱好领域 III	1,560单位	III. 爱好领域 X	1,637单位
11. 爱好领域 XI	1,407单位	XVII. 爱好领域 VI	1,483单位	XVIII. 爱好领域 V	1,560单位	XIV. 爱好领域 IV	1,637单位	II. 爱好领域 XI	1,714单位
12. 爱好领域 XII	1,483单位	XVIII. 爱好领域 VI	1,560单位	XV. 爱好领域 VII	1,637单位	XIII. 爱好领域 V	1,714单位	IV. 爱好领域 XI	1,791单位
13. 爱好领域 XV	1,560单位	XIX. 爱好领域 V	1,637单位	XII. 爱好领域 IV	1,714单位	XI. 爱好领域 III	1,791单位	III. 爱好领域 XII	1,868单位
14. 爱好领域 XIII	1,637单位	X. 爱好领域 VI	1,714单位	X. 爱好领域 V	1,791单位	IX. 爱好领域 IV	1,868单位	II. 爱好领域 XIII	1,945单位
15. 爱好领域 XIV	1,714单位	XI. 爱好领域 V	1,791单位	XI. 爱好领域 IV	1,868单位	X. 爱好领域 III	1,945单位	I. 爱好领域 XIV	2,022单位
16. 爱好领域 XVII	1,791单位	XII. 爱好领域 IV	1,868单位	XII. 爱好领域 III	1,945单位	XI. 爱好领域 II	2,022单位	III. 爱好领域 XVII	2,100单位
17. 爱好领域 XVIII	1,868单位	XIII. 爱好领域 III	1,945单位	XIII. 爱好领域 II	2,022单位	XII. 爱好领域 I	2,100单位	II. 爱好领域 XVIII	2,177单位
18. 爱好领域 XVII	1,945单位	XIV. 爱好领域 II	2,022单位	XIV. 爱好领域 I	2,100单位	XIII. 爱好领域 V	2,177单位	III. 爱好领域 XVII	2,254单位
19. 爱好领域 XV	2,022单位	XV. 爱好领域 I	2,100单位	XV. 爱好领域 V	2,177单位	XII. 爱好领域 IV	2,254单位	II. 爱好领域 XV	2,331单位
20. 爱好领域 XVI	2,100单位	XVI. 爱好领域 V	2,177单位	XVI. 爱好领域 IV	2,254单位	XV. 爱好领域 III	2,331单位	I. 爱好领域 XVI	2,408单位

iii. 要介護 3	1,196單位
iiii. 要介護 2	1,196單位
iii. 要介護 3	1,196單位
iv. 要介護 4	1,266單位
v. 要介護 5	1,337單位
vi. 要介護 4	1,407單位
vii. 要介護 5	1,445單位

- 看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- (新設)
- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を行つた場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める利用者の内容は次のとおり。
利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者

- 5 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 6 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(V)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が
- 5 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 6 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(V)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が

- 95 -

- 判断した者**
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があつたものとみなす。
- 7 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。
- (5) 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (6) 緊急短期入所ネットワーク加算 50単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対し、指定短期入所療養介護を行つた場合は、1日につき所定単位数を加算する。
- (7) 特定診療費
- 利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行つた場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
- (8) サービス提供体制強化加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都
- 判断した者**
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 7 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があつたときは、注1の規定による届出があつたものとみなす。
- 8 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。
- (5) 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (削除)
- (6) 特定診療費
- 利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行つた場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
- (7) サービス提供体制強化加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都

いずれにも適合すること。

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護 1	571単位
(2) 要介護 2	641単位
(3) 要介護 3	711単位
(4) 要介護 4	780単位
(5) 要介護 5	851単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

（新設）

注1 指定特定施設（指定居宅サービス基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）において、イについては、指定特定施設入居者生活介護（同項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下「利用者」という。）の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、ロについては、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

（新設）

※ 区分支給限度基準額の算定対象外とする予定。

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護 1	560単位
(2) 要介護 2	628単位
(3) 要介護 3	700単位
(4) 要介護 4	768単位
(5) 要介護 5	838単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護 1	560単位
(2) 要介護 2	628単位
(3) 要介護 3	700単位
(4) 要介護 4	768単位
(5) 要介護 5	838単位

注1 イについて、指定特定施設（指定居宅サービス基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）において、指定特定施設入居者生活介護（同項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この号において「利用者」という。）の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 ロについて、指定特定施設において、外部サービス利用型指

定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の内容は次のとおり。

一 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

イ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数は、別表第一に定めるとおりとする。

ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。

(1) 要介護一	一万七千二十四単位
(2) 要介護二	一万九千九十一単位
(3) 要介護三	二万一千二百八十単位
(4) 要介護四	二万三千三百四十七単位
(5) 要介護五	二万五千四百七十五単位

二 （略）

別表第一

1 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき） 86単位

注1・2 （略）

4. 助听器看诊	通院就医者利用患者识别卡识别患者（末期的慢性阻塞性肺病患者）。
3. 助听器入浴分诊	为患者（平成12年生省医字第23号）。以下「患者识别卡」。
2. (附录)	4. 患者识别卡之患者识别卡识别患者（末期的慢性阻塞性肺病患者）。
1. 利用患者识别卡、指症询问分诊（指症识别卡之一平成第49年第50号）	4. 患者识别卡之患者识别卡识别患者（末期的慢性阻塞性肺病患者）。

5. 指症询问分诊（1回診口答）	通院就医者利用患者识别卡识别患者（指症识别卡之一平成第49年第50号）。
6. 指症询问分诊	以下「指症识别卡」。

7. 利用患者识别卡、指症询问分诊（指症识别卡之一平成第49年第50号）	以下「指症识别卡」。
8. 助听器入浴分诊	以下「患者识别卡」。

ロ (略)
ハ イ及びロについては、通所介護費の注1から注12まで、へ及び
び上については適用しない。

7 指定通所リハビリテーション
利用者に対して、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、施設基準第5号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。）において、指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画（指定居宅サービス基準第115条第1項に規定する通所リハビリテーション計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費（以下「通所リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、通所リハビリテーション費の注1から注16まで、二及び三は適用しない。

8 (略)

9 指定認知症対応型通所介護
利用者に対して、指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、施設基準第23号に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）において、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に

規定する認知症対応型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費（以下「認知症対応型通所介護費」という。以下同じ。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第23号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、認知症対応型通所介護費のイ(1)(一)若しくはイ(2)(一)又はロ(1)の所定単位数に100分の57を乗じて得た単位数を算定する。なお、認知症対応型通所介護費の注1から注10まで並びにハ及びニについては適用しない。

(新設)

3 ハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。
(1) 当該指定特定施設が初めて指定を受けた日から起算して三年以上の期間が経過していること。
(2) 当該指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等（定員が一人であるものに限る。）を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護を受ける入居者の数は、当該指定特定施設の入居定員の百分の十以下であること。
(3) 利用の開始に当たって、あらかじめ三十日以内の利用期間を定めること。
(4) 当該指定特定施設の入居者（短期利用特定施設入居者生活介護を受ける入居者を除く。）の数が、当該指定特定施設の入居定員の百分の八十以上であること。
(5) 家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を

- 善」という。)に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 当該指定特定施設において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出していること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定特定施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定特定施設において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律)(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。
- (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十年十月から(2)の届出日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除

- 107 -

- く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。
- ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

※ 区分支給限度基準額の算定対象外とする予定。

11 福祉用具貸与費(1月につき)

指定福祉用具貸与事業所(指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。)において、指定福祉用具貸与(指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)とする。

注1 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者(指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。)の通常の事業の実施地域(指定居宅サービス基準第200条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。)において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費(当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したもの)をいう。以下同じ。)に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定福祉用具貸与事業所の

指定福祉用具貸与事業所(指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。)において、指定福祉用具貸与(指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)とする。

注1 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者(指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。)の通常の事業の実施地域(指定居宅サービス基準第200条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。)において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費(当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したもの)をいう。以下同じ。)に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定福祉用具貸与事業所の